

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○道路の区域変更（2件）（道路課）	1
○道路の供用開始（2件）（"）	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課） (12・25掲示)	1
○"（"） (12・27掲示)	2
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
○土地改良区の役員の退任（"）	2
○土地改良区の清算人の就職（"）	2

## 告 示

### 高知県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年1月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥の谷日比原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町清水上分字竹ノ久保3419番4から 吾川郡いの町清水上分字種々ヤシキ3427番まで	前	4.3 21.8	124
	後	11.4 29.3	124

### 高知県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年1月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松原窪川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町宮内字宮多田10番1から 高岡郡四万十町東川角字ミヤタダ乙583番1まで	前	4.1 4.5	29
	後	4.1 9.5	29
高岡郡四万十町宮内字今宮才能1618番1	前	5.9 8.0	38
	後	5.9 9.1	38

### 高知県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年1月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

土佐清水市下ノ加江字摺木谷2787番から 土佐清水市下ノ加江字入方2782番1まで	51	平成26年1月10日
--	----	------------

### 高知県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年1月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知空港インター
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市物部字新開乙200番2から 南国市物部字新開乙201番7まで	335	平成26年1月10日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年12月25日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年12月25日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年12月25日	特定非営利活動法人	上岡 慶彦	吾川郡いの町天王南	この法人は、本邦に居住する者に対して、徒手療法による健康づく

高知徒 手療法 施術組 合	四丁目 3番地 4	りに関する事業を行 い、公益の増進に寄与 することを目的とす る。
------------------------	-----------------	--

~~~~~

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の  
規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったの  
で、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年12月27日から2月間高知県文化生  
活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年12月27日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請の<br>あった<br>年月日   | 申請に係る特定非営利活動法人                                     |            |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------|----------------------------------------------------|------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | 名称                                                 | 代表者の<br>氏名 | 主たる<br>事務所<br>の所在<br>地          | 定款に記載された目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 平成25<br>年12月<br>27日 | 特定非<br>営利活<br>動法人<br>高知医<br>学研究<br>・教育<br>支援機<br>構 | 執印 太<br>郎  | 南国市<br>岡豊町<br>小 蓮<br>185番<br>地1 | この法人は、一般県民<br>と県内及び関連する国<br>内外の協力者で医療・<br>医学・社会医学・医工<br>学等に携わる人々に対<br>して、臨床試験・治験<br>促進事業、医学教育支<br>援事業、医学知識普及<br>・啓発事業、最新医療<br>技術開発支援事業、国<br>際医療協力事業、県内<br>への医師勧誘・確保事<br>業等の事業を行い、<br>種々の疾患の病因・病<br>態の解明、新しい治療<br>法の開発とその医療シ<br>ステムの確立等の支援<br>に努めると共に、広く<br>医学知識の普及を図<br>り、それらのことを通<br>じて、県民の健康と福<br>祉の増進に寄与するこ<br>とを目的とする。 |

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定によ  
り、新居土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出  
があった。

平成26年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	
(退任)			
理事	坂本 武志	土佐市新居	2292-2
〃	門田 孝司	〃 〃	998
〃	田村 秀秋	〃 〃	190-43
〃	中内 和幸	〃 〃	269-3
監事	中内 國秀	〃 〃	5293
〃	近澤 和肇	〃 〃	648
〃	松岡 貞雄	〃 〃	2012
(就任)			
理事	坂本 武志	土佐市新居	2292-2
〃	森澤 健良	〃 〃	2355-2
〃	森岡 和彦	〃 〃	513
〃	久保 信彦	〃 〃	974
〃	松岡 勇司	〃 〃	598-3
〃	中村 陽一	高知市春野町仁ノ	3129
監事	中内 國秀	土佐市新居	5293
〃	近澤 和肇	〃 〃	648
〃	中島 敦彦	〃 〃	1909

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定によ  
り、土佐山田町明治土地改良区から次のとおり退任した役員の届  
出があった。

平成26年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名 | 氏 名   | 住 所        |        |
|----|-------|------------|--------|
| 理事 | 上村 昭夫 | 香美市土佐山田町林田 | 234    |
| 〃  | 吉村 賢  | 〃 土佐山田町佐野  | 1093   |
| 〃  | 安井 和夫 | 〃 土佐山田町下ノ村 | 310    |
| 〃  | 森本 静明 | 〃 土佐山田町小田島 | 288    |
| 〃  | 傍士 正美 | 〃 土佐山田町山田  | 1722-1 |
| 〃  | 西村 光男 | 〃 〃        | 1740   |
| 〃  | 三谷 章  | 〃 土佐山田町楠目  | 1504-8 |
| 〃  | 畠山 年雄 | 〃 土佐山田町岩積  | 196-1  |
| 〃  | 竹島 道夫 | 〃 土佐山田町山田島 | 103    |
| 〃  | 原 功   | 〃 土佐山田町町田  | 335    |

〃 依光 俊明 〃 土佐山田町中野 699-1

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準  
用する同法第18条第16項の規定により、土佐山田町明治土地改良  
区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成26年1月10日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所	
上村 昭夫	香美市土佐山田町林田	234
吉村 賢	〃 土佐山田町佐野	1093
安井 和夫	〃 土佐山田町下ノ村	310
森本 静明	〃 土佐山田町小田島	288
傍士 正美	〃 土佐山田町山田	1722-1
西村 光男	〃 〃	1740
三谷 章	〃 土佐山田町楠目	1504-8
畠山 年雄	〃 土佐山田町岩積	196-1
竹島 道夫	〃 土佐山田町山田島	103
原 功	〃 土佐山田町町田	335
依光 俊明	〃 土佐山田町中野	699-1